

# 倫理規程

## <前 文>

NPO法人発達障がい者就労ゆあしっぷ（以下、この法人という。）は、働きたいと願う発達障がい等のある人々に対して、就労支援を行うと共に、その家族や支援者及び地域社会に対して、発達障がい等に関する研修や啓発活動を行う。これらの活動を通して、発達障がい者等の教育と福祉が充実する社会を目指すものとする。

発達障がい者等を取り巻く社会的環境をより良いものにするため、発達障がい者等当事者の社会参加を支えるため活動を行う。

このような目的のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

## <本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

### 第1条

この法人は、その設立目的に従い、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

### 第2条

この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

この法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）業務の執行にあたっては、公正かつ適正な事業活動を行うことを旨とし、質の高い価値を創出することに努める。

（イ）この法人のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントも含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他この法人の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

（法令等の遵守）

### 第3条

この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

この法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範に悖る行為を発見した場合は、遅滞なくコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、コンプライアンス担当理事が違反者である場合は、事務局長に報告する。

（反社会的勢力・団体との断絶）

### 第4条

この法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

この法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

（ア）反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体に

よる不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

(イ)助成事業への申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。この法人への資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認した上で、資金の提供を受ける。

(規程遵守の確保)

#### 第5条

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

#### 第6条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、令和3年10月30日から施行する。(令和3年10月30日理事会議決)